

# 鳥取縣公報

## 告示

◇鳥取縣告示第六十号

食糧管理法施行規則第二十九條第三号による指定を次のように改める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

24  
6173

一、旅行に伴い旅行中の主要食糧を携行輸送する者、この場合の一人当り数量は左によるものとする。

- (1) 穀類(米穀、大麦、はだか麥、小麦、雜穀、穀粉)  
めん類、パン類、もち 合計 三疋
- (2) その他穀類に準じて取扱う

二、住居の移轉に伴い轉出證明書を所持し主要食糧を移動輸送する者、この場合の一人当り数量は左によるものとする。

昭和二十五年三月三十一日  
第二千九十五号

金曜日

本書ハ國定規格五判

(1) 穀類等

合計 五疋

(2) その他穀類に準じて取扱う

三、主要食糧の保管場所又は貯藏場所の移轉、移築等に  
伴い当該主要食糧を移動輸送する者

四、種子用穀類を交換のため、市町村農業協同組合が同  
一市町村内において轉施する数量を移動輸送する者

五、自己の所有する主要食糧を加工のため同一市町村内  
の加工場所まで往復移動輸送する者及び市町村長の別  
記様式による加工證明書を所持し、縣内他市町村の加  
工場所まで往復移動輸送する者、或いは輸送の委託を  
受けた者、但し糶摺又は搗精の場合を除いて一世帯当  
り三十疋以内とする。

別記様式

主要食糧加工証明書

- 一、種 別 原材料 加工品

- 二、数量 原材料 貳(貫) 加工品 貳(貫)
  - 三、加工期日 昭和年月日 加工者 印
  - 四、輸送期日 昭和年月日から月日まで
  - 五、加工場所
  - 六、原料所有者 住所 氏名
- 右相違ないことを証明する。
- 年 月 日
- 市町村長 氏名 印

◇鳥取縣告示第六十一号

市街地建築物法施行規則第四百九條ノ二第一項に掲げる條項の一部を鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町、同郡小鴨村の一部の同法適用区域に適用し昭和二十五年三月二十日から施行する。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

市街地建築物法施行規則第七條乃至第二十三條 第二

記

十五條、第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條乃至第百十五條、第百四十四條第二号乃至第四号

◇鳥取縣告示第六十二号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築物の位置 鳥取市西町三五〇ノ一
  - 一、建築物の用途 店舗
  - 一、建築物の構造 木造 亜鉛鉄板葺 平家建一棟
  - 一、建築物の規模 建築面積 八、八一平方米
  - 突出する部分 二、六四平方米
  - 一、許可條件
  - 一、この建築物の存続期間は都市計画事業美施設とする
- こと。

- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定す期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

◇鳥取縣告示第六十三号

鳥取縣中小企業振興資金特別融資積立金制度要綱改正

昭和二十四年十二月二十七日鳥取縣告示第七一八号鳥取縣中小企業振興資金特別融資積立金制度要綱を次のように改める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 三、この積立金の融資は鳥取縣中小企業振興資金融資委員会
- 六、を削除し七、以下を順次繰上げる。

◇鳥取縣告示第六十四号

鳥取縣中小企業振興資金融資委員会規程改正

昭和二十四年十二月二十七日鳥取縣告示第七一九号鳥取縣中小企業振興資金融資委員会規程を次のように改める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第六條 委員会は第二條の目的を達成するため左の行爲を行ふ。

- (一) 鳥取縣中小企業振興資金特別融資積立金の融資基金方針の策定
- (二) 鳥取縣中小企業振興資金特別融資積立金の運用について商工組合中央金庫に対する意見の提出

◇鳥取縣告示第六十五号

昭和二十四年七月二十九日鳥取縣告示第四百二号中金庫支金庫の名称並びに金庫事務取扱者を三月十五日から次のように変更した。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

名 称 金庫事務取扱者  
旧 金市支金庫 株式会社 山陰合同銀行金市支店  
新 浦安支金庫 同 浦安支店

◇鳥取縣告示第六十六号

昭和二十五年三月二十四日三月定例縣会の議決を経た昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算(同日議決追加予算も含む)及び昭和二十四年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加更正予算、昭和二十四年度特別会計男女青少年団体事業奨励資金歳入歳出追加更正予算、昭和二十四年度特別会計教育資金歳入歳出追加更正予算、昭和二十四年度特別会計学校生徒奨励資金歳入歳出追加更正予算、昭和二十四年度特別会計無畜農家解消事業費歳入歳出追加更正予算、昭和二十四年度特別会計競馬事業費歳入歳出追加更正予算は次の通りである。

昭和二十五年三月三十一日		鳥取縣知事 西 尾 愛 治	
昭和24年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算			
款 項	入	追加更正予算額	備考
1 縣 税		4,983,287	
1 獨 立 税		4,983,287	
4 使用料及手数料		708,200	
2 手 数 料		708,200	
5 國庫支出金		△ 12,306,253	
1 國庫負担金		570,899	
2 國庫補助金		△ 12,877,152	
6 附 金		13,200	
1 寄 附 金		13,200	
8 繰 越 金		800,000	
1 前年度繰越金		800,000	
9 雜 收 入		2,411,600	
4 延 滞 金		1,979,200	

5 物品売払代 77,600  
 6 雜 入 500,000  
 10 縣 債 1,000,000  
 1 縣 債 1,000,000  
 歳入合計 4,404,966

歳 出

1 議 会 費 57,022  
 1 縣會議費 251,893  
 2 委員会費 433,842  
 3 政務調査会費 81,877  
 4 公聴会費 43,050  
 2 縣 庁 費 115,810  
 1 縣職員費 545,110  
 2 地方事務所費 400,000  
 5 諸 費 29,300  
 4 土 木 費 553,600  
 3 道路橋梁費 553,600  
 7 産業開発調査費 —

8 都市計画費		—
5 教 育 費		2,571,500
3 小学校費		—
4 中学校費		135,300
8 特殊学校費		57,000
15 社会教育費		53,200
19 体育保健費		500,000
20 教育施設費		1,626,000
21 教育諸費		200,000
6 社会及労働施設費		△ 1,843,203
2 社会福祉費		—
3 児童福祉費		276,075
6 勞 政 費		60,000
7 職業安定費		△ 2,199,278
9 公 園 費		20,000
7 保健衛生費		574,000
3 傳染病予防費		574,000
8 産業経済費		△ 8,488,006



1 縣立学校実習費		—	—
歳出合計		—	—
昭和24年度特別会計無畜農家解消事業費歳入歳出追加更正予算			
歳入	歳入		
2 雑収入	追加更正予算額	1,046,000	備考
1 物品売払代金		1,046,000	
歳入合計		1,046,000	
歳出	歳出		
1 事業費	追加更正予算額	1,046,000	備考
1 事業費		1,046,000	
歳出合計		1,046,000	
昭和24年度特別会計競馬事業費歳入歳出追加更正予算			
歳入	歳入		
3 雑収入	追加更正予算額	509,928	備考
1 一般会計繰入金		148,061	
歳入合計		657,989	
歳出	歳出		
1 競馬事業費		509,928	
1 事業費		66,201	
2 諸支出金		438,727	
3 予備費		5,000	
歳出合計		509,928	

鳥取縣告示第六十七号  
 助産婦名簿に次の者を登録した。  
 昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治		鳥取縣知事 西 尾 愛 治	
本籍地	西伯郡彦名村五、四五〇番地	本籍地	畑 中 小夜子
現住所	米子市西町一番地	現住所	氣高郡日置谷村大字藏内二六〇番地
	昭和二十五年三月二十五日第一、四七七号		昭和二年三月九日生
	大正十四年十月二十七日生		昭和二十五年三月二十五日第一、四八一号
本籍地	東伯郡倉吉町大字新町三丁目二、三二六番地	本籍地	氣高郡日置谷村大字藏内二九三番地
現住所	東伯郡倉吉町大字明治町一、〇二八番地	現住所	同本籍地
	昭和二十五年三月二十五日第一、四七八号		昭和二十五年三月二十五日第一、四八二号
	大正十四年十月二十七日生		大正十一年四月十日生
本籍地	兵庫縣城崎郡港村氣比二、七四〇番地	本籍地	竹 森 勝 枝
現住所	八頭郡佐治村大字加瀬木一、三三九番地	現住所	同本籍地
	昭和二十五年三月二十五日第一、四七九号		昭和三年十月八日生
	大正九年十月二十日生		
本籍地	鳥根縣安濃郡大田町大字大田イ三一五番地	鳥取縣告示第六十八号	
現住所	米子市末廣町米子鉄道病院	助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。	
		昭和二十五年三月三十一日	

前本籍地 東伯郡長瀬村大字田後六八七番地  
 現本籍地 東伯郡淺津村大字下淺津一七五番地  
 前住所 前本籍地同じ  
 現住所 現本籍地同じ  
 昭和二十五年二月二十八日婚姻により前姓「青木」を「藪内」に並びに本籍地住所変更により昭和二十五年三月六日名簿訂正方願い出たので同年同月二十五日訂正

藪 内 ち ゑ  
 明治三十四年五月十一日生

前住所 西伯郡渡村大字渡一、八七二番地  
 現住所 西伯郡境町榮町六七八番地

昭和二十五年三月十五日住所変更により同年同月同日名簿訂正方願い出たので同年同月二十五日訂正

置 石 ま さ よ  
 大正四年十二月二十一日生

◇鳥取縣告示第百六十九号  
 助産婦名簿から次の者を取消した。  
 昭和二十五年三月三十一日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 本籍地 西伯郡外江町二、九五四番地  
 住 所 西伯郡外江町二、五一一番地  
 昭和二十五年三月十日京都府へ轉出により同月同日名簿取消方願い出たので同年同月二十五日取消

高 梨 民 枝  
 大正十年七月十日生

本籍地 日野郡江尾町大字江尾二、〇五三番地  
 住 所 同本籍

昭和二十五年二月二十八日廢業により同年三月六日名簿取消方願い出たので同年同月二十五日取消  
 遠 藤 靜 代  
 明治二十四年八月十日生

◇鳥取縣告示第百七十號

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により八頭郡國中村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年四月四日から

昭和二十五年四月七日まで

◇鳥取縣告示第百七十一號

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡三朝村議會議員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求む期日を次の通り指定する。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

教育委員會訓令

昭和二十五年四月四日から  
 昭和二十五年四月九日まで

◇鳥取縣教育委員會訓令甲第一号

各 健康教育課長  
 各 調査企画課長

昭和二十五年三月三十一日規則第四号鳥取縣教育委員會事務局分掌規則改正により体育保健課並に調査課に現在勤務せる職員にして別に辞令を用いない場合は昭和二十五年三月三十一日付を以て健康教育課並に調査企画課に勤務せるものと看做す。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣教育委員會